

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年4月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務
②事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策における給付金・定額減税一体措置の一環として、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割からの定額減税を実施し、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、令和6年度定額減税補足給付金を給付したところであるが、その金額については、推計額を用いて算出したことから、令和6年分所得税の確定、並びに令和6年度分住民税所得割の変更等により、補足給付金に不足が生じた方等に対し、令和7年度定額減税不足額給付金として給付する。 本事務は給付金の支給対象者に対して迅速かつ早急な支給を行うため、情報連携中間サーバーシステムにて支給対象者の給付金の振込先である公金受取口座の情報照会を行い、照会された口座に申請不要のプッシュ方式による支給を行う。
③システムの名称	総合行政システム、課税支援システム、情報連携中間サーバーシステム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第162条及び第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 965-8601 住所 福島県会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 会津若松市役所 財務部税務課 電話番号 0242-39-1223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 965-8601 住所 福島県会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 会津若松市役所 財務部税務課 電話番号 0242-39-1223
9. 規則第9条第2項の適用	
「 1適用した	

⑤. 別則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムによる照会を行う際は、照会対象者と支給対象者の電子データに支給対象者に過不足や特定の誤りがないかを担当者以外の複数人による確認や、上長による最終確認を行った上で照会を行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定しており、情報照会実施時以外や離席の際は、ログアウトを徹底している。また、情報提供ネットワークシステムによる照会を行う際は、対象者以外に情報照会をすることがないよう担当者以外による複数人での確認や、上長による最終確認を行った上で情報照会を行う。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]